

市立集会所
使用料を補助！

摂津市は 高齢者のつどい場づくり を応援します！

介護予防や交流を目的として「カフェ型つどい場」を運営する団体等に、市立集会所の使用料を補助する事業をスタートします。

Q. 「カフェ型つどい場」って何？どんなことをするの？

高齢者が、身近な地域の集会所で気軽に集まり、お茶を飲んだりおしゃべりをしたりする場です。

Q. なぜ、つどい場づくりを応援しているの？

摂津市では地域の中で高齢者がつどう場所を増やし、住民同士が積極的に交流することにより、高齢者の健康づくりや介護予防につなげることを目指しています。

また、市立集会所を活用し、住民同士の交流を深めることで閉じこもりや孤立を防ぎ、高齢者が安心して生活できるよう見守りや支え合いができる関係づくりを目指しているからです。



詳細は裏面へ



補助金の交付対象



下記のいずれにも該当する必要があります。

1. お茶を飲んだり会話をしたりすることが主な活動内容であること。
2. 月2回以上開催し、原則として2週間につき1回以上開催すること。
3. 市立集会所を開催場所とすること。
4. 1回あたりの開催時間は60分以上であること。
5. 1回の開催につき、参加者のおおむね半数以上が65歳以上の者であること。
6. おおむね2年以上継続して実施できること。
7. 参加者は特定の者に限定せず、広く地域住民を受け入れること。
8. 他の制度による補助を受けていないこと。

補助金の対象経費は？

1. 集会所使用料
 2. 集会所使用の際にかかる光熱水費
- ※ 月5回までを上限とします。
- ※ 運営にかかる食糧費や人件費は補助の対象外です。

申請から補助金交付まで

交付申請

書類審査

交付決定

つどい場
運営

実績報告・
補助金請求

補助金
交付

年度末の活動終了後の
手続きになります。

申請・お問い合わせ



摂津市 高齢介護課 高齢福祉係

摂津市三島一丁目1番1号

平日 午前9時から午後5時まで

電話 06-6383-1379 (直通)

FAX 06-6383-9031